

第6章 生産局

第1節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応

農畜産物に係る原発事故対応として、食品中の放射性物質の基準値(一般食品 100Bq/kg、乳児用食品 50Bq/kg、牛乳 50Bq/kg、飲料水(茶含む)10Bq/kg)以下の農畜産物のみが流通するよう、放射性物質検査や検査結果に応じた出荷制限が行われており、関係自治体において必要な検査が行われるよう科学的助言等を行った。また、品目・地域ごとの状況に応じ、農畜産物等の放射性物質の吸収を抑制するための対策等の徹底を図った。

1 農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組

(1) 米

令和元年産米については、平成30年産米に引き続き、作付制限、放射性物質の吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保対策を実施した。また、平成23年産米の検査結果等の解析により、カリ肥料の施用が玄米に含まれる放射性セシウム濃度を低減する効果があることが明らかとなっていることから、令和元年産米の生産においても、土壌中のカリウム濃度に応じたカリ肥料の施用を推進・支援した。こうした取組の結果、令和元年産米については、検査された約949万点すべてで基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。

(2) 米以外の農産物

野菜については、令和元年度に実施された5,349点の検査において、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。果実については、震災後に粗皮削りや高圧洗浄により樹体表面に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだ。令和元年度に実施された1,052点の検査において、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。茶については、震災後に深刈り等の剪定、整枝により樹体や葉に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだこと等によ

り、令和元年度に実施された38点の検査において、基準値(10Bq/kg)を超える放射性セシウムは検出されなかった。なお、茶については、平成24年4月以降、飲用に供する状態で測定することとなっている。大豆・そばについては、平成30年産に引き続き、「放射性セシウム濃度の高い大豆が発生する要因とその対策について(平成27年3月、第3版)」などに基づき、関係県等と連携して放射性物質の吸収抑制対策の徹底を図った。こうした取組により、令和元年産では、大豆において118点、そばにおいて143点の検査が行われたが、いずれも基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。

(3) 畜産物

畜産物については、基準値を超える放射性物質が含まれることがないように設定した暫定許容値以下の飼料のみが与えられるよう、家畜の適切な飼養管理について指導等を行った。また、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を上回る牧草が生産されることが予想される草地について、反転耕、耕起等により、平成23年度から令和元年度にかけて約3万3千haの放射性物質の吸収抑制対策等を推進した。こうした取組により、令和元年度は牛肉について201,788点、豚肉について252点、鶏肉及び鶏卵について263点の検査が行われたが、いずれも基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。また、原乳について、令和元年度は505点の検査が行われたが、基準値(50Bq/kg)を超える放射性セシウムは、平成23年度以降検出されていない。

(4) 正確な情報発信

原発事故の影響下での農作物の作付、吸収抑制対策、収穫時の検査等、営農上留意すべき事項について、Webサイトや、関係自治体・団体等を通じて現場への周知に努めた。また、食品中の放射性物質の調査結果について、厚生労働省の集計したデータを基に、各品目や地域ごとに分かりやすく整理し、Webサイトに掲載した。

表1 令和元年度の農畜産物の放射性セシウム検査結果(17都県)

(上段：令和元年度、下段：平成30年度)

品目	検査点数 ^{注2}	基準値 ^{注3} 超過点数	超過割合	R1年度の 基準値 超過品目
米	949万	0	0%	—
	(925万)	(0)	(0%)	
麦	172	0	0%	—
	(207)	(0)	(0%)	
豆類	134	0	0%	—
	(234)	(0)	(0%)	
野菜類	5,349	0	(0%)	—
	(6,728)	(0)	(0%)	
果実類	1,052	0	0%	—
	(1,296)	(0)	(0%)	
茶 ^{注4}	38	0	0%	—
	(43)	(0)	(0%)	
その他 地域特産物	183	0	0%	—
	(248)	(0)	(0%)	
原乳	505	0	0%	—
	(610)	(0)	(0%)	
肉・卵 (野菜鳥獣肉を除く)	202,303	0	0%	—
	(210480)	(0)	(0%)	
農畜産物 合計	970万 (947万)	0 (0)	0% (0%)	

注1：厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。

注2：穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

注3：超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。

注4：基準値(24年4月～)：100Bq/kg(茶について浸出液で10Bq/kg、原乳については50Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については24年9月30日、大豆については24年12月31日まで500Bq/kg(暫定規制値))。

24年度以降の茶は、飲料水の基準値(10Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

2 原発被災地への支援等

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後の農地等の保安全管理や作付実証等の取組を支援した。

(1) 農業生産の復興・営農再開支援に向けた取組

農業生産の復興に向けて、放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援した。また、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けて、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保安全管理、鳥獣

被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作及び新たな農業への転換等に対して支援した。

(予算額 東日本大震災農業生産対策交付金

999百万円の内数

福島県営農再開支援事業

36,216百万円(基金))

(2) 農業系廃棄物の処理の推進

放射性セシウムに汚染された稲わら、牧草、牛ふん堆肥等の農業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000Bq/kg超は指定廃棄物として国(環境省)が、8,000Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理することとされている。焼却処理等がなされるまで時間を要する状況にあることから、営農上支障が生じることがないように、また、風評被害の原因となることがないように、隔離や一時保管等を推進した。

(3) 被災地の家畜の捕獲等

旧警戒区域において飼養が困難となり、牛舎等から離れている家畜(放れ畜)については、同区域の見直しに伴い、平成24年4月5日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、所有者の同意を得た上で家畜に苦痛を与えない方法によって処分することを基本としつつ、所有者が継続飼養を望む場合、福島県の策定した対処方針に基づき、出荷や繁殖の制限、個体識別の実施等を要請した上で家畜の引き渡しを行う旨が指示された。

これを受けて、福島県が行う家畜の捕獲等の取組に引き続き協力したところ、平成26年1月の捕獲以降、放れ畜の目撃情報等はなく、福島県は、同年2月末に全頭を捕獲したと判断した。また、継続飼養をしている農家に対しては、福島県が定めた対処方針を遵守するよう、県とともに要請等を行った。

第2節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

産地の収益力強化に必要な農業用機械・施設の導入を産地の発展の状況に応じて切れ目なく支援する

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、産地の持続的な生産力強化や販売力強化に向け生産強化対策等を1つの事業に大括り化して効率的な運用を可能とした「持続的生産強化対策事業」等を推進した。

1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

我が国農業は国民への食料の安定供給や地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等といった多面的かつ重大な役割を果たしている。一方、近年の消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに対し、国産農畜産物の生産・供給体制が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替の進行、産地の農業従事者の減少・高齢化等の問題が生じている。我が国農業の体質強化を図るためには、多様化する消費者・実需者のニーズに適応した国産農畜産物の安定供給体制を確立し、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、産地としての持続性を確保するといった産地の競争力強化に向けた取組が非常に重要となっている。

このため、国産農畜産物の競争力の強化や環境と調和のとれた持続的な農業生産への転換に必要な体制整備を支援した。

(2) 事業の内容

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地競争力の強化に向けた取組においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、作付面積及び収量の増加、労働時間及びコストの削減、農畜産業の環境保全といった目標を実現するために必要となる取組を地域が自ら選択し、総合的に実施することができる。なお、令和元年度においては、土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、飼料増産、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備、次世代型大規模園芸施設の整備及び次世代施設園芸技術実証温室の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備、地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組、地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）の取組、資材高騰等のリスク軽減の取組、環境保全（小規模公害防除）の取組、環境保全（農業廃棄物の再生処理）の取組並びに病害虫まん延防止対策の取組といった取組メニューを措置し、産地の競争力強化に寄与する共同利用施設の整備等を総合的に支援した。

(3) 予算額

令和元年度予算額 23,024 百万円の内数

2 持続的生産強化対策事業

(1) 事業の趣旨

農業者等の高齢化が進行し、産地の生産基盤が脆弱化する中で、産地の持続的な生産力強化や販売力強化を図ることが必要な状況となっている。

このため、幅広い品目における農業者等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組や、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を支援することにより、産地の持続的な生産力強化等を図った。

(2) 事業の内容

持続的生産強化対策事業においては、①新しい園芸産地づくり支援事業、②果樹農業好循環形成総合対策事業、③次世代国産花き産業確立推進事業、④次世代施設園芸拡大支援事業、⑤養蜂等振興強化推進事業、⑥茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業、⑦生産体制・技術確立支援事業、⑧農作業安全総合対策推進事業、⑨有機農産物安定供給体制構築事業、⑩GAP 拡大推進加速化事業、⑪環境負荷軽減型酪農経営支援事業、⑫畜産経営体生産性向上対策事業、⑬地鶏等生産振興推進事業、⑭乳製品国際規格策定活動支援事業、⑮学校給食用牛乳供給推進事業、⑯戦略作物生産拡大支援事業及び⑰次世代につなぐ営農体系確立支援事業といったメニューを措置し、産地の持続的な生産力強化等を総合的に支援した。

(3) 予算額

令和元年度予算額 20,079 百万円

3 産地生産基盤パワーアップ事業

(1) 事業の趣旨

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化する必要がある。

このため、農業生産基盤強化プログラム及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、

- ・水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用

- ・輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりの展開

等の地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収

益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援した。

(2) 事業の内容

- ア 海外市場や加工・業務用等の新たな市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成及び連携した産地の生産・出荷体制の強化に必要な生育予測技術の実証・導入や、集出荷貯蔵施設等の整備等に係る経費
 - イ 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷貯蔵施設等の整備等に係る経費
 - ウ 新規就農者等への継承のためのハウス・園地の再整備・改修や牛ふん堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組に係る経費
- について総合的に支援した。

(3) 予算額

令和元年度補正予算額 34,750 百万円

4 農畜産物輸出拡大施設整備事業

(1) 事業の趣旨

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、高品質な我が国の農畜産物の一層の輸出拡大により、強い農林水産業を推進していくことが必要である。このため、産地等の取組として、農畜産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援した。

(2) 事業の内容

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型の共同利用施設等の整備を支援した。

(3) 予算額

令和元年度補正予算額 4,000 百万円の内数

第3節 農産物の生産対策等

1 野菜対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 野菜の生産動向

令和元年産の野菜の作付面積はブロッコリー(600ha 増)等では増加したものの、だいこん、レタ

ス等では減少したことから、野菜全体では前年産に比べて4千ha減少し、38万4千haとなった。

収穫量はだいこん、はくさい等では減少したものの、たまねぎ、かぼちゃ等では、産地での生育良好等により増加したことから、野菜全体では前年産に比べて21万9千t増加し、1,099万5千tとなった。

表2 令和元年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積 百 ha	収穫量 千 t	出荷量 千 t	(前年産増減)		
				作付面積 百 ha	収穫量 千 t	出荷量 千 t
根菜類						
だいこん	309	1,308	1,080	△5	△20	△9
かぶ	42	113	93	△1	△5	△5
にんじん	170	595	534	△2	20	21
ごぼう	75	137	119	△2	2	2
れんこん	39	53	45	△1	△9	△7
さといも	111	140	92	△4	△4	△3
やまのいも	71	173	146	0	15	11
葉茎菜類						
はくさい	167	875	727	△3	△15	△8
こまつな	73	115	102	1	△1	0
キャベツ	346	1,472	1,325	0	5	6
ちんげんさい	21	41	36	0	△1	△1
ほうれんそう	199	218	185	△4	△11	△10
ふき	5	9	8	0	△1	△1
みつば	9	14	13	0	△1	△1
しゅんぎく	18	27	22	△1	△1	△1
みずな	25	44	40	0	1	1
セルリー	6	31	30	0	0	1
アスパラガス	50	27	24	△2	0	0
カリフラワー	12	21	18	0	2	2
ブロッコリー	160	170	154	6	16	15
レタス	212	578	546	△5	△8	△8
ねぎ	224	465	383	0	12	12
にら	20	58	53	0	0	0
たまねぎ	259	1,319	1,196	△3	164	154
にんにく	25	21	15	0	1	1
果菜類						
きゅうり	103	548	475	△3	△2	△1
かぼちゃ	153	186	150	1	26	25
なす	87	302	240	△3	1	3
トマト	116	715	649	△2	△10	△9
ピーマン	32	146	130	0	5	5
スイートコーン	230	239	195	△1	21	21
さやいんげん	52	38	26	△1	1	1

きやえんどう	29	20	13	0	0	0
グリーンピース	7	6	5	0	0	0
そらまめ	18	14	10	0	0	0
えだまめ	130	66	51	2	2	2
香辛野菜						
しょうが	17	47	36	0	0	0
果実的野菜						
いちご	51	165	152	△1	3	4
メロン	64	156	142	△2	3	3
すいか	96	324	279	△3	4	3

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

令和元年の輸出金額は、前年比 100%の 22,801 百万円となった。このうち、生鮮野菜の輸出金額は、かんしょ及びながいも等が増加したことにより、前年比 104%の 7,806 百万円となった。また、野菜加工品の輸出金額は前年比 98%14,995 百万円と減少した。

令和元年の輸入量は、前年比 95%の 277 万 7 千 t と減少した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、ジャンボピーマン、ばれいしょ及びにんにく等が増加したものの、キャベツ、にんじん及びはくさい等が減少したことにより、前年比 84%の 82 万 2 千 t となった。また、野菜加工品の輸入量は、冷凍野菜やトマト加工品等が増加し、前年比 101%の 195 万 5 千 t となった。

(2) 生産流通対策

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

(ア) 水田地帯において、契約取引先となる実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械・施設のリース導入など、野菜等園芸作物の産地を育成するために必要な取組を一体的に支援した。

(予算額 新しい園芸産地づくり支援事業のうち園芸作物生産転換促進事業

964 百万円の内数)

(イ) 輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土層改良・排水対策、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する際に、3年間支援する事業を実施した。

(予算額 新しい野菜産地づくり支援事業のうち

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

964 百万円の内数)

イ 青果物流通の高度化に向けた取組

青果物流通の高度化を実現するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携した、船舶輸送体制の構築や簡素化した出荷規格による流通形態の確立等の新たな流通技術・方式の実証等を支援した。

(予算額 食品流通合理化促進事業のうち農産物等物流業務効率化モデル形成事業(青果物流通技術実証等の取組事業)

278 百万円の内数)

ウ 野菜産地の収益力向上に向けた取組

(ア) 野菜産地の体質強化に向けて、消費者・実需者の需要に的確に対応した特色ある園芸産地を構築するために必要な集出荷貯蔵施設、処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の共同利用施設の整備を支援した。

(予算額 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

23,024 百万円の内数)

(イ) 地域一丸となって収益性の向上や生産基盤の強化に計画的に取り組む野菜産地に対し、産地パワーアップ計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備等を支援した。

(予算額 産地生産基盤パワーアップ事業 令和元年度補正

34,750 百万円の内数)

(3) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。令和元年の野菜価格は、11月の低温等に伴う出荷量の減少による高値を除き、1月から3月において、暖冬に伴い生育が前倒しとなったこと、4月から10月、12月において、好天に伴い生育が良好であったことから、出荷量が増加したため、安値基調で推移した。

イ 需給安定対策

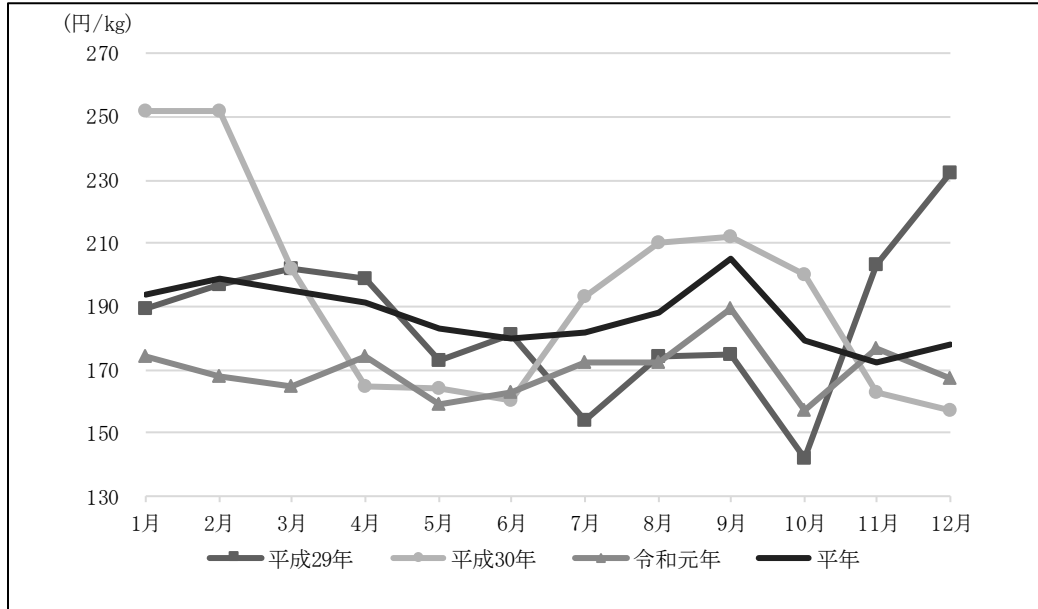
「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見直し」を策定し、これらを踏まえ生産者等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。

令和元年度においては、キャベツについて、主産地である千葉県において豊作となり、1月中旬

以降価格が低迷したことから、令和2年3月に「緊急需給調整事業（市場隔離）」（有効利用と

してフードバンクへ無償提供）を実施した。

表3 指定野菜(14品目)の卸売価格の動向



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29年	189	197	202	199	173	181	154	174	175	142	203	232
平成30年	252	252	202	165	164	160	193	210	212	200	163	157
令和元年	174	168	165	174	159	163	172	172	189	157	177	167
平年	194	199	195	191	183	180	182	188	205	179	172	178

資料：東京中央市場青果卸売会社協会調べ

注：平年とは、過去5か年（平成26～30年）の月別価格の平均値である。

ウ 野菜価格安定制度

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策の円滑な推進を行った。

(所要額 野菜価格安定対策事業

15,668 百万円)

(4) 消費拡大対策

国産野菜の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と原材料の複数年契約を締結する外食、中食、加工業者を対象に、①国産野菜を使用した新商品の開発・試作、②新商品の開発等に必要な技術開発等、③新商品のプロモーション、④原料原産地表示の促進等の取組を支援した。

(予算額 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

平成30年度補正 200百万円の内数

令和元年度補正 200百万円の内数)

2 果樹対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 果樹の生産動向

令和元年産の主な果樹栽培面積は前年比98%の20万9千haとなった。主な品目については、うんしゅうみかん(前年比98%)、日本なし(前年比97%)をはじめ、全般的に減少した。

また、令和元年産の果実生産量は、前年産よりやや増加し、270万t(前年比95%)となった。なお、主な品目について、うんしゅうみかんでは、夏期の曇天・多雨、秋期の高温乾燥等の天候不順や、降ひょう等の自然災害の影響を受けた産地もあったことから、生産量は前年を下回る74万7千t(前年比97%)となった。りんごでは、夏期の高温等の天候不順や、降ひょうや台風等の自然災害の影響を受けた産地もあったことから、生産

量は前年を下回る70万2千t(前年比93%)となった。

表4 令和元年産主な果実の栽培面積、収穫量及び出荷量

	作付面積		収穫量		出荷量		(前年産増減)		
	百 ha	千 t	千 t	百 ha	千 t	千 t	作付面積	収穫量	出荷量
うんしゅうみかん	408	747	668	△10	△27	△23			
その他のかんきつ類	251	-	-	△4	-	-			
りんご	374	702	633	△3	△55	△47			
日本なし	114	210	194	△3	△22	△20			
西洋なし	15	29	26	0	2	2			
かき	194	208	175	△3	0	3			
びわ	11	3	3	△1	1	1			
もも	103	108	100	△1	△5	△5			
すもも	29	18	16	0	△5	△5			
おうとう	47	16	14	0	△2	△2			
うめ	152	88	78	△4	△24	△22			
ぶどう	178	173	161	△1	△2	△1			
くり	184	16	13	△5	△1	△1			
パインアップル	6	7	7	0	2	2			
キウイフルーツ	21	25	23	0	0	1			

資料：栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、収穫量及び出荷量は「果樹生産出荷統計」

注：パインアップルの収穫量及び出荷量は沖縄県のみ

イ 果実の輸出入動向（輸出）

令和元年の輸出金額は、前年比106%の28,981百万円と増加した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、りんご等が増加したことにより、前年比101%の21,852百万円となった。また、果実加工品の輸出金額は前年比125%の7,129百万円と増加した。

令和元年の輸入量は、前年比101%の252万7千tと増加した。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナ、ぶどう及びオレンジ等が増加したことにより、前年比103%の175万5千tとなった。また、果実加工品の輸入量は、冷凍果実や一時的な保存に適する処理をした果実等は増加したものの、果汁や果実調製品等が増加し、前年比97%の77万5千tとなった。

(2) 果樹産地の強化

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づいて、平成27年4月に新たに策定された、果樹農業振興基本方針に即し、優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による

改植等を支援した。さらに、産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や小規模園地整備を推進した。このほか、新品種でなくとも需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新植支援の対象とした。また、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業により、農業機械のリース導入や農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備等を支援した。

(予算額 果樹農業好循環形成総合対策事業

5,587百万円の内数

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

23,024百万円の内数

産地生産基盤パワーアップ事業

令和元年度補正34,750百万円の内数)

(3) 需給安定対策

果実の需給安定を図るため、次の事業を実施した。

ア 果実計画生産推進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整による需給安定対策を実施した。また、天候不順等の影響で生産量が減少した前年産実績からの増加を見込み、適正生産出荷見通し(適正生産量：うんしゅうみかん78万t、りんご80万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた取組が推進された。

(予算額 果樹農業好循環形成総合対策事業

5,587百万円の内数)

イ 緊急需給調整特別対策事業

緊急需給調整特別対策事業は、うんしゅうみかん及びりんごについて、適切な需給調整を実施したにもかかわらず、一時的な出荷集中により、価格が低下した場合等において、生産者団体主導により生食用に集荷された果実を加工用に仕向ける際に要する経費を助成するものであるが、令和元年産については、うんしゅうみかんで、天候不順の影響による極早生みかんの低糖低酸傾向や、出荷遅れ等の影響により荷動きが鈍る場面はあったものの、価格は持ち直したため、本事業は発動されなかった。

(予算額 果樹農業好循環形成総合対策事業

5,587百万円の内数)

(4) 消費拡大対策

国産果実の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と原材料の複数年契約を締結する外食、中食、加工業者を対象に、①国産果実を使用した新商品の開発・試作、②新商品の開発等に必要な技術開発等、③新商品のプロモーション、④原料原産地表示の促進等の取組を支援した。

(予算額 外食産業等と連携した需要拡大対策事業
平成30年度補正 200百万円の内数
令和元年度補正 200百万円の内数)

3 花き対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 花きの生産動向

平成30年産花きについて、作付面積では、切り花類(前年比98%)や花木類(前年比98%)などが減少したことから前年比98%の26,307haとなった。

出荷数量では、地被植物類(前年対比113%)は増加したものの、芝(前年比89%)や球根類(前年比94%)などが減少した。

産出額では、花木類(前年比94%)や鉢もの類(前年比95%)が減少したことから、前年比97%の3,567億円となった。

イ 花きの輸出入動向

輸出金額は、切り花(前年比103%)は増加したものの、植木・盆栽・鉢もの(前年比95%)が減少したことから、前年比95%の131億円となった。

輸入金額は、球根類(前年比98%)は減少したものの、切り花類(前年比102%)は増加したことから、前年比101%の518億円となった。

表5 平成30年産の花きの生産の動向

品目	作付面積 (ha)	出荷数量	産出額 (億円)
切り花類	14,170 (98)	3,534,000(千本) (95)	2,024 (97)
鉢もの類	1,605 (98)	209,600(千鉢) (95)	921 (95)
花壇用 苗もの類	1,378 (98)	598,400(千本) (98)	300 (98)
花木類	3,532 (98)	73,288(千本) (104)	194 (94)
球根類	287 (94)	85,600(千球) (94)	17 (94)
芝類	5,241 (99)	3,818(ha) (89)	75 (101)

合計	26,307 (98)	— (—)	3,567 (97)
----	----------------	----------	---------------

注：()の数字は前年比、単位は%

出典：花き生産出荷統計、生産農業所得統計、花木等生産状況調査

(2) 産業振興対策

平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)の理念の実現のため、次の諸対策を実施した。

ア 花き関係者の連携、地域の「戦略品目」設定への支援

花きの品目別の特徴や各地域の気象・土壌条件を踏まえ、伸ばすべき需要等を明確にした地域ごとの「戦略品目」の設定に向け、生産、流通、販売等の花き関係者が構成する協議会の設置・運営を支援した。

イ 国産花きの品目に対応した生産・流通、消費拡大の取組への支援

産地が設定した「戦略品目」の生産拡大に向けて、品目の特徴に応じて行う作業の省力化のための先進的な設備・機械等のリースによる実装、輸出に対応した花木の生産立地条件転換等の実証、最終消費地までの品質保持技術や新規格による流通コスト・廃棄物削減の実証、新たな需要の創出・拡大に向けた消費拡大プロモーション活動等の取組を支援した。

(予算額 持続的生産強化対策事業のうち次世代国産花き産業確立推進事業
728百万円)

ウ 国際園芸博覧会への政府出展

我が国が世界に誇る高品質な花きの輸出拡大を図るため、最大の輸出先である中国で平成31年4月から半年間開催された北京国際園芸博覧会に政府出展を行った。

(予算額 中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業
187百万円)

4 施設園芸対策

(1) 施設園芸の動向

ア 施設園芸の高度化に関する動向

我が国における温室の設置面積は4万2,164ha(平成30年)であり、そのうち、加温設備を備えた温室は、1万7,388ha(41%)、温度や湿度、光等の複数の環境を制御できる装置を備えた

温室は、1,134ha(2.7%)となっている。

イ 施設園芸の安定化に関する動向

施設園芸では、経営費に占める燃料費割合が、他産業に比べて高い(燃料費割合は、トラック運送事業4%に対してピーマンの施設栽培の場合で23%(平成28年の推定値))。なお、燃油価格は、為替や国際的な商品市況の影響を受け、高騰や乱高下を繰り返している。施設園芸における果菜類の栽培では安定した結実のため、花粉交配用昆虫の利用が重要となるが、これまでトマト等に広く用いられてきたセイヨウオオマルハナバチが、平成18年に特定外来生物に指定され、原則として飼養等が禁止されたことから、在来種マルハナバチへの転換加速化が必要である。また、近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給が逼迫傾向にあることから園芸産地と養蜂家の連携が必要である。

(2) 施設園芸振興対策

天候等に左右されずに、野菜等の安定供給を確保するためには、環境制御装置を導入した温室の割合を高め、生産性を向上させることが重要であるとともに、燃油価格の高騰や自然災害に影響を受けにくい経営構造への転換、花粉交配用昆虫の確保といった経営の安定化が重要であることから、次の諸対策を実施した。

ア 施設園芸の高度化に向けた対策

(7) 我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、大規模に集約された施設においてICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、地域資源を活用したエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を支援した。

また、次世代施設園芸拠点を活用した研修等の人材育成や拠点で得られた成果の情報発信等を支援した。

(予算額 持続的生産強化対策事業のうち次世代施設園芸拡大支援事業

330百万円)

(4) 生産性・収益性向上の観点から低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の共同利用施設の導入を支援した。

(予算額 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

23,024百万円の内数)

(ウ) 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む施設園芸産地に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や低コスト耐候性ハウス等の整備を支援した。

(予算額 産地パワーアップ事業

令和元年度補正34,750百万円の内数)

イ 施設園芸の安定化に向けた対策

(7) 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃油使用量の省エネルギー化に取り組む産地に対し、農業者と国の拠出により燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援した。

(予算額 燃油価格高騰緊急対策平成30年度末基金残高 11,923百万円の内数)

(4) 豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスの存在が判明したことから、都道府県が被害防止計画を策定した上で実施する、農業用ハウスの被害防止技術講習会や補強等の取組を支援した。

(予算額 農業用ハウス強靱化緊急対策事業

522百万円)

(ウ) 花粉交配用昆虫の安定確保支援として、在来種マルハナバチに転換するための実証や講習会の開催等と、園芸産地が養蜂家と連携して安定的に蜜蜂を確保するための協力プランの作成や蜜蜂の低コスト生産・利用技術の実証、台風等の被害防止技術の実証等を支援した。

(予算額 持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進事業

20,079百万円の内数)

5 特産農産物の生産振興対策

特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア 茶

令和元年の茶栽培面積は、前年に比べ900ha減の4万600ha(前年比97.8%)となった。

また、輸出は5,192t(同99.4%)で、うち緑茶が5,108t(同100.1%)であった。一方、茶の輸入は3万1,861t(同102.1%)で、うち緑茶が4,390t(同92.8%)、紅茶が1万8,438t(113.4%)、その他の茶(部分的発酵茶)が9,034t(同88.5%)であった。

イ その他の特産農産物

令和元年のその他の特産農産物の生産量は、いぐさが主産県(熊本県、福岡県)で7,130t(同95%)、こんにゃくいもが主産県(群馬県、栃木県)で5万9,100t(同106%)であった。

(2) 特産農産物振興対策

特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、作業の省力化・外部化を図るための取組や、付加価値向上のための取組等を推進した。

ア 茶

茶の高品質化・需要拡大のため、茶園の若返りや優良品種への転換による生産量・品質向上、国内外のニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組を支援した。

イ いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物の安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、ブランド産地の確立を推進し、地域特産物産地の育成を図った。

ウ 薬用作物

薬用作物の生産振興のため、地域説明会及び相談会の開催(全国7カ所)や事前相談窓口による生産者と実需者のマッチング、地域の栽培技術指導体制の確立に向けた栽培技術研修会の開催(全国6カ所)を支援し、産地育成に向けた取組の促進を図った。

6 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕農家の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化等により、飼育を中止する農家や挿立規模を縮小する農家が増加したため、令和元年度の収繭量は92t(前年比84%)であり、蚕期別にみると春繭は35t(同85%)、初秋繭は22t(同92%)、晩秋繭は35t(同76%)であった。

イ 生糸需給

令和元年の生糸供給量は、期初在庫数量1,330俵(前年比76%)に、国内生産量269俵(同79%)、輸入数量4,852俵(同96%)を加え、6,451俵(同91%)であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量5,018俵(同87%)、輸出数量4俵であったため、期末在庫数量は1,429俵(同107%)となった。

(2) 繭・生糸の国境措置

繭・生糸の国境措置については、関税割当制度の運用により実施しており、令和元年度の関税割当枠(無税)は798t(繭、生糸を合わせた数量で生糸換算)に設定した。また、二次税率については、平成7年4月のWTO協定の実施以降、平成12年までの6年間で15%引き下げられ、令和元年は、繭が2,523円/kg、生糸が6,978円/kgとなっている。

第4節 農業生産資材対策

1 農業生産資材価格引下げに向けた取組

農業生産資材は、農業の生産性や農産物の品質向上を図る上で重要なものであることに加え、生産コストに占める割合も大きい。農業者の所得を増大し、食料の安定供給等を持続的に果たしていくためには、その価格低減を図ることが必要である。

このため、「農業競争力強化支援法」(平成29年法律第35号)等に基づき、

- ① 農業資材にかかる規制等の点検・見直し
 - ② 農業資材業界の自主的な事業再編・参入の促進
 - ③ 農業資材価格の見える化
- 等の取組を推進した。

①については、令和元年12月に「肥料取締法の一部を改正する法律」が第200回通常国会において成立した。

②については、令和元年7月に明治飼糧(株)、日清丸紅飼料(株)及び西日本飼料(株)による牛用飼料製造工場の集約の事業再編計画など、農業資

材事業の事業再編計画を2件認定した。

③については、国内外(米国ほか)の農業資材価格の調査結果を令和元年8月に公表し、今後の資材調達の際の参考として活用してもらうよう、農業者等関係者へ幅広く周知した。

併せて、「農業競争力強化プログラム」等に基づく施策の実施状況や効果の把握に関する調査を実施した。

(予算額 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査 81百万円)

2 肥料に係る取組

(1) 肥料の価格

令和1肥料年度(秋肥：令和元年6月～10月、春肥：11月～令和2年5月)の国内の単肥の肥料価格(全農供給価格)については、国際市況や製造諸経費の影響を受け、前期に比べ、秋肥は窒素質肥料のうち尿素及び硫酸並びにリン酸質肥料において据置き又は値下げ、窒素質肥料のうち石灰窒素及び加里質肥料において値上げとなった。また、春肥は窒素質肥料において据置き又は値下げ、リン酸質肥料及び加里質肥料においては値下げとなった。

一方、一般高度化成等の肥料価格については、全農が平成30年春肥から肥料価格低減の取組として、銘柄を集約(約550銘柄→25銘柄)して競争入札により価格を決定する方式を導入しており、競争入札前の価格決定方式で試算する価格と比較すると概ね1～3割程度の値下げとなった。

(2) 肥料の流通合理化

トラック運転手の不足が顕在化する中、肥料の流通においては、未だにトラックへの手積み、手降ろしが広く行われていることから、肥料の流通合理化に向けた方向性を検討するため、令和元年12月に「肥料の流通合理化に関する検討会」を立ち上げ、令和2年3月に肥料一貫パレチゼーションの方向性について中間とりまとめを行った。

3 農業機械に係る取組

(1) 地域における農作業安全対策の推進

農業機械による事故を中心に、農作業事故による死亡者は毎年300人程度発生しているため、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JAグループ等の関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」

を実施した。

また、農作業安全対策の実効性を高めるため、事故割合の高い高齢農業者及び農業機械作業への安全指導體制を強化するとともに、新たに農業法人に対する大型農機の安全対策、労働法制等に関する研修の実施など、農業法人における安全確保の取組強化を支援した。

(予算額 持続的生産強化対策事業

20,079百万円の内数)

(2) 農機具の検査

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」(平成11年法律第192号)(以下「農研機構法」という。)に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター(以下「革新工学センター」という。)において、農機具製造業者の依頼に応じ、256型式の安全性検査を実施した。

(3) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

農研機構法に基づき、革新工学センターにおいて、農畜産物の生産コストの縮減に資する農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

(4) 農業機械・農作業安全研修

令和元年度の農林水産省農林水産研修所つくば館における農業機械・農作業安全研修受講者実績は次のとおり。

ア 農林水産省職員コース	457名
イ 都道府県職員等コース	171名
ウ 一般コース(地域リーダー等の農業者を含む)	335名
	計963名

(5) 作業機付きトラクターの公道走行について

規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月)を受けて、作業機を装着したトラクターの公道走行を可能とするべく、国土交通省、警察庁、(一社)日本農業機械工業会と検討を進め、「直装式」の作業機については平成31年4月に、「けん引式」の作業機については令和2年1月に一定の条件の下で公道走行が可能になった。

第5節 持続可能な農業生産の推進

気候変動をはじめとする地球環境問題が進行する中で、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換に向けて、我が国の農業生産においても、環境と調

和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業を確立していくことが喫緊の課題となっている。さらに、農林水産業を通じた、地球温暖化防止や生物多様性保全への貢献も求められている。

このため、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画、「農林水産省地球温暖化対策計画」(平成29年3月策定)に基づき、気候変動等への的確な対応や、資源循環型の環境と調和した農業を推進した。

1 地球温暖化などへの対応

(1) 地球温暖化緩和策

我が国の施設園芸は、冬期に化石燃料を使用した加温栽培を行い、園芸作物の周年生産や安定供給を図っている。また、各種農作物の生産において軽油などの燃料を使用した農業機械が幅広く使用され、農作物生産の効率化に寄与している。

一方で、我が国の農業生産においても、温室効果ガスの排出削減が求められていることから、以下の施策を推進した。

ア 農業生産の省エネルギー対策

施設園芸については、施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発を行うとともに、産地パワーアップ事業においてヒートポンプ等の施設園芸用省エネルギー設備の導入支援を行った。

イ 農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策及び農地土壌炭素吸収源対策

水田メタン排出削減や農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する地球温暖化防止等に効果の高い営農活動(堆肥の施用等)に対して支援を行うとともに、全国の農地及び草地土壌の炭素含有量のモニタリング調査等を実施した。

(2) 地球温暖化適応策

「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組に対して支援を行った。

また、地球温暖化による影響と適応策について、各都道府県の協力を得て調査を行い、「平成30年地球温暖化影響調査レポート」として取りまとめ、情報発信することで、地球温暖化適応策の普及・啓発を行った。

(3) プラスチック対策の推進

「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日関係9省庁連名)の策定及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」(令和元年5月31日関係閣僚会議)の策定を踏まえ、農業生産に由来する使用済みプラスチックの適正処理等に関する技術指導をパンフレットにより行った。

また、農業生産におけるプラスチック問題への対応を促進する一環として、関係する企業、団体の自主的取組を「プラスチック資源循環アクション宣言」として募集し、情報発信した。

2 環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業施策の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に効果が高い技術を用いた農業生産方式を導入する農業者(エコファーマー)の認定を促進し、令和元年度末までの累積新規認定者数は312,035件となった。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型農業の推進を図るため、平成27年4月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施し、令和元年度については、3,479件、7万9,839haに対して支援を行った。

(3) 有機農業の推進

有機農産物の安定供給体制の構築に向け、オーガニックビジネスの実践拠点を全国26地区で育成することを通じた有機農業の取組拡大、拠点的な産地の販売戦略を企画・提案する「オーガニックプロデューサー」の選定・派遣、消費者に対する啓発活動等の取組を支援するとともに、有機農業を行う水田や畑地の雑草対策や流通の効率化の実証への支援を行った。さらに、これら各地の取組について共有す

る「連携セミナー」を令和2年1月に開催した。

また、有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるため、令和元年8月に「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ、各地の事例を共有するセミナーの開催を2回支援した。有機農業推進法(平成18年法律第112号)に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」の改定に向け、食料・農業・農村政策審議会の果樹・有機部会(有機関係)の審議を行い、令和2年3月31日、同部会より、新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」の答申を受けた。

(予算額 持続的生産強化対策事業のうち
有機農業推進総合対策 98百万円)
(予算額 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業
令和元年度補正 100百万円の内数)

3 地力増進対策

近年、農地土壌の物理性・化学性の悪化(地力の低下)に起因する生産力の低下が顕在化している。

一方、近年の農業労働力の減少等我が国農業を取り巻く諸情勢の変化に伴い、堆肥等の有機物の施用量が減少している状況に鑑みると、地力増進のための土壌管理の取組の重要性がこれまで以上に増している。

(1) 農業者向けセミナーの開催

農業者を対象に土づくりの基礎的な知識の向上を図るため、全国33カ所で土づくりに関するセミナーを開催した。

(2) 土壌診断の実施

科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備するため、土壌診断データベースを構築する取組や新たな土壌評価手法を検証・評価する取組等を支援した。

(予算額 スマート農業総合推進対策事業のうち
データ駆動型土づくり推進
1,500百万円の内数)

(3) 堆肥の活用の推進

全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援した。

(予算額 産地生産基盤パワーアップ事業のうち
生産基盤強化対策(全国的な土づくりの展開)
令和元年度補正 34,750百万円の内数)

(4) 土壌改良資材の表示の適正化

「地力増進法」(昭和59年法律第34号)に基づき、政令指定土壌改良資材について、(独)農林水産消費安全技術センターに指示し、土壌改良資材を業として製造等する者に対して立入検査を実施する等、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図った。

第6節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成19年7月に開催された第16回食料・農業・農村政策審議会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 畜産部会委員の構成

令和元年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

有田 芳子	主婦連合会 会長、環境部 部長
加藤 百合子	(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役
砂子田 円佳	株式会社マドリン 代表取締役
前田 佳良子	セブンフーズ(株) 代表取締役社長
三輪 泰史	(株)日本総合研究所 創発戦略センターエキスパート

(臨時委員)

石澤 直士	特定非営利活動法人 ICA 文化事業協会 養鶏専門家
大山 憲二	神戸大学大学院農学研究科附属食資源教育研究センター生産フィールド部門 教授
小野寺 俊幸	北海道農業協同組合中央会 副会長
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
釦持 彰	イオンリテール(株) 畜産商品部部長
小谷 あゆみ	フリーアナウンサー、エッセイスト
里井 真由美	フードジャーナリスト、フード・アクション・ニッポン FAN バサダー
須藤 泰人	(有)ロマンチックデリーイファア

築道 繁男 松永 和平 西尾 啓治	ム 代表取締役 (公社)日本食肉市場卸売協会 副 会長 (株)松永牧場 代表取締役 (一社)日本乳業協会 会長
-------------------------	---

※ 委員は令和2年3月31日時点(敬称略、50音順)

(4) 令和元年度第1回畜産部会

平成31年4月22日に開催された第1回畜産部会において、次期「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の策定を視野に、生産者等からのヒアリングが行われた。

(5) 令和元年度第2回畜産部会

令和元年5月30日に開催された第2回畜産部会において、酪農家等からのヒアリングが行われた。

(6) 令和元年度第3回畜産部会

令和元年7月5日に開催された第3回畜産部会において、食肉流通事業者からのヒアリングが行われた。

(7) 令和元年度第2回畜産部会

令和元年8月21日に開催された第4回畜産部会において、生乳流通事業者からのヒアリングが行われた。

(8) 令和元年度第5回畜産部会

令和元年9月10日に開催された第5回畜産部会において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項」(別記1)、「家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項」(別記2)、「令和元年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の改定」(別記3)について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、別記3の諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、令和元年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、令和元年9月30日に告示された(別記5)。

(9) 令和元年度第6回畜産部会

令和元年10月10日に開催された第6回畜産部会において、酪農・乳業の課題等について意見交換が行われた。

(10) 令和元年度第7回畜産部会

令和元年11月6日に開催された第7回畜産部会において、肉用牛生産・食肉の課題等について意見交換が行われた。

(11) 令和元年度第8回畜産部会

令和元年11月18日に開催された第8回畜産部会において、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の課題等について意見交換が行われた。

(12) 令和元年度第9回畜産部会

令和元年12月12日に開催された第9回畜産部会において、「令和2年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価」(別記6)、「令和2年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項」(別記7)について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記8)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、令和2年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価、令和2年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、令和元年12月27日に告示された(別記9)。

(13) 令和元年度第10回畜産部会

令和2年1月30日に開催された第10回畜産部会において、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の構成案等について意見交換が行われた。

(14) 令和元年度第11回畜産部会

令和2年2月28日に開催された第11回畜産部会において、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等の骨子案について意見交換が行われた。

(15) 令和元年度第12回畜産部会

令和2年3月24日に開催された第12回畜産部会において、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針案等について意見交換が行われた。

(16) 令和元年度第13回畜産部会

令和2年3月31日に第13回畜産部会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面で開催された。別記1及び2の諮問事項について答申(別記10)がなされ、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標が決定され、4月30日に告示された。

(別記1)

厚生畜第567号
令和元年9月10日

第6章 生産局

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛
諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の2第1項の規定に基づき酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

元生畜第643号
令和元年9月10日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛
諮 問

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第3条の2第1項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

(別記3)

元生畜第497号
令和元年9月10日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛
諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づく令和元年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の改定について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

元食農審第28号
令和元年9月10日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿
食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己

答 申

令和元年9月10日付け元生畜第497号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき、令和元年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を改定することは、妥当である。

(別記5)

農林水産省告示第949号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき、令和元年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように改定し、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間に適用することとしたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

令和元年9月30日

農林水産大臣 江藤 拓

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額(消費税額分)とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、541,000円
褐毛和種	一頭につき、498,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、320,000円
乳用種の品種	一頭につき、164,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、274,000円

農林水産省告示第950号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき、令和元年度の肉用子牛の合理化目標価格を次のように改定し、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間に適用することとしたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

令和元年9月30日

農林水産大臣 江藤 拓

肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額(消費税額分)とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、429,000円
褐毛和種	一頭につき、395,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、253,000円
乳用種の品種	一頭につき、110,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、216,000円

第6章 生産局

(別記6)

元生畜第1289号
令和元年12月12日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 江藤 拓
諮 問

畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第6条第3項(同法第8条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和2年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり、貴審議会の意見を求める。

(別記7)

元生畜第1286号
令和元年12月12日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 江藤 拓
諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき令和2年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記8)

元食農審第85号
令和元年12月12日

農林水産大臣 江藤 拓 殿
食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己

答 申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

- 1 令和2年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項(令和元年12月12日付け元生畜第1289号)
- 2 令和2年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項(令和元年12月12日付け元生畜

第1286号)

記

- 1 加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和2年度につき試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、令和2年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別記9)

農林水産省告示第1714号

畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第5条第4項、第8条第1項及び第15条第2項の規定に基づき、令和2年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を次のように定めたので、同法第6条第4項(同法第8条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、告示する。

令和2年12月27日

農林水産大臣 江藤 拓

一 総交付対象数量		3,450千トン
二 生産者補給金の単価	単位	単価
	1キログラム	8.31円
三 集送乳調整金の単価	単位	単価
	1キログラム	2.54円

農林水産省告示第1715号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき、令和2年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

令和元年12月27日

農林水産大臣 江藤 拓

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

品 種	保証基準価格
-----	--------

黒毛和種	一頭につき、541,000円
褐毛和種	一頭につき、498,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、320,000円
乳用種の品種	一頭につき、164,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、274,000円

農林水産省告示第1716号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第2項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)第2条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第5条第8項の規定に基づき、告示する。

令和2年12月27日

農林水産大臣 江藤 拓

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、429,000円
褐毛和種	一頭につき、395,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、253,000円
乳用種の品種	一頭につき、110,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、216,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第2条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(別記10)

元食農審第117号

令和2年3月31日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 高野 克己

答 申

令和元年9月10日付け令和元生畜第567号をもって諮問のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び令和元年9月10日付け令和元生畜第643号をもって諮問のあった家畜改良増殖目標並びに鶏の改良増殖目標について、下記のとおり答申する。

記

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び家畜改良増殖目標並びに鶏の改良増殖目標については、別紙のとおり定めることが適当である。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産経営安定対策業務

ア 畜産振興事業

令和元年度の畜産振興事業については、畜産経営安定対策、その他対策及び緊急対策を実施し、補助事業として149億1,609万円の補助を行った。また、令和2年度に155億5,004万円の予算を繰り越して実施している。

(ア) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

令和元年度の補填金については、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳及び液状乳製品向け生乳の平均取引価格が補填基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

(イ) その他対策の実施

経営安定対策を補完するため、肉用牛の生産基盤強化、食肉センターの設備の改善、酪農ヘルパーの利用拡大を支援する対策等を実施した。

(ウ) 緊急対策の実施

令和元年台風第15号や19号等の災害や豚熱に対する対策等を実施した。

イ 肉用牛肥育経営安定交付業務及び肉豚経営安定交付業務

(ア) 肉用牛肥育経営安定交付業務(牛マルキン)の実施

令和元年度の肉用牛肥育経営安定交付金については、「肉専用種」において17万6,523頭を対象に99億9,519万円、「交雑種」において7万5,007頭を対象に27億4,341万円、「乳用種」において16万5,961頭を対象に69億6,072万円を交付した。

(イ) 肉豚経営安定交付業務(豚マルキン)の実施

令和元年度は標準的販売価格が標準的生産費を下回らなかったことから、肉豚経営安定交付金の交付は行わなかった。

ウ 加工原料乳生産者補給金交付業務

平成30年度から施行された新たな加工原料乳生産者補給金制度に基づき、令和元年度は、加工原料乳生産者補給交付金等(交付対象数量340万t、生産者補給金:8円31銭/kg、集送乳調整金:2円49銭/kg)については、脱脂粉乳・バター等

向け生乳 159.4 万 t、チーズ向け生乳 40.3 万 t、液状乳製品向け生乳 124.5 t を対象に 349 億 8,614 万円を交付した。

エ 肉用子牛生産者補給金交付業務

令和元年度の肉用子牛生産者補給金については、「その他の肉専用種」において 1,833 頭を対象に 6,078 万円を交付した。

(2) 畜産物の需給調整・価格安定対策業務

指定乳製品等の輸入入札状況

令和元年度の国家貿易による輸入契約数量は、製品重量で脱脂粉乳 7,130 t、バター 2 万 t、ホエイ及び調整ホエイ 2,627 t、バターオイル 200 t あった。

(3) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や生産者の経営安定に資する情報等を適時適切に提供した。この業務に係る経費の総額は 1 億 4,166 万円であった。

3 鶏卵等の経営安定対策

鶏卵生産者経営安定対策事業

平成 23 年度から鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格(月毎)が補填基準価格を下回った場合、その差額の 9 割を補填する鶏卵価格差補填事業と、鶏卵の標準取引価格(日毎)が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業を措置している。

第7節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

平成 30 年度の生乳生産量は、全国では前年度を 0.1% 下回り、728 万 t となった。北海道では乳用雌牛頭数が順調に増加しており、北海道胆振東部地震により 9 月の生産は落ち込んだものの、年度全体では対前年度比 1.2% 増と前年を上回った。都府県では、2 歳未満の未經産牛頭数は増加傾向にあるものの、生産を担う経産牛頭数の増頭には至っていないことから、同 1.6% 減となった。仕向け別にみると、牛乳等向け処理量は 0.6% 上回り 401 万 t、乳製品向

け処理量は 0.8% 下回り 323 万 t となった。これにより、脱脂粉乳・バターの生産量は減少したものの、追加輸入を実施した結果、バターの期末在庫量は前年度末より増加した。脱脂粉乳は、はっ酵乳需要が踊り場に差し掛かり、輸入品の入札が低調だったことから、期末在庫量は減少した。

令和元年度の生乳生産量は、全国では前年度を 1.1% 上回り、736 万トンとなった。北海道では前年に引き続き乳用雌牛頭数は増加しており、年度全体では対前年度比 3.1% 増となった。都府県は、昨年度と同様に経産牛頭数の増加には至っていないことに加え、猛暑や台風による影響等により、同 1.3% 減となった。仕向け別に見ると、年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校し、給食用牛乳向けの生乳を保存の利く脱脂粉乳・バターに仕向けたことから、牛乳等向け処理量は 0.2% 減の 400 万 t、乳製品向け処理量は 2.8% 増の 332 万 t となった。これに伴い、脱脂粉乳・バターの生産量が大幅に増加し、期末在庫量は前年度末より増加した。

2 牛乳乳製品の流通対策

乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の再編・合理化対策

生乳流通コストの低減や乳業の再編・合理化、衛生管理の向上を図るため、強い農業づくり交付金において、施設廃棄を伴う貯乳施設や乳業工場の新増設等を支援した。

4 牛乳乳製品の消費・拡大対策

学校給食用牛乳供給推進事業の実施

令和元年度においては、供給条件不利地域への円滑な供給による安定的需要の確保のための支援をはじめ、供給円滑化に資するための関係者の理解醸成の取組への支援等による消費拡大対策を実施した。

5 国産チーズの競争力強化対策

国産ナチュラルチーズの競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上技術研修、国際コンテストへの参加などの品質向上・ブランド化に向けた取組、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援した。

第8節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

令和元年度の国内生産量は、肉専用種は増加したが、乳用雌牛の頭数減少等により乳用種去勢や交雑種が減少し、対前年度比 1.0%減の 47 万 1 千 t (枝肉ベース)となった。

輸入量は、近年、外食需要の増加により増加傾向で推移していたが、令和元年度は中国でのASFの影響等により、豪州から中国向けの輸出量が増加したこと等により、対前年度比 0.4%増の 89 万 0 千 t (枝肉ベース)となった。

卸売価格(中央 10 市場加重平均価格)は、和牛については、生産量の増加等により低下傾向で推移し、和牛去勢 A4 は対前年比 7.8%低下の 2,354 円/kg、交雑牛については、生産量の減少により、交雑種去勢 B3 は対前年比 1.1%上昇の 1,611 円/kg、乳用種去勢 B2 は対前年比 2.9%低下の 1,053 円/kg となった。

小売価格(東京)は、国産牛肉「ロース」は対前年度比 0.3%低下の 899 円/100g となった。

(2) 豚 肉

令和元年度の国内生産量は、対前年度比 0.6%増の 129 万 0 千 t (枝肉ベース)となった。輸入量は、中国のASFの影響により、輸入先の相場の先高を見越して、輸入業者が先々の必要量を早めに確保するために輸入量を増やしたこと等により、対前年度比 4.0%増の 139 万 7 千 t (枝肉ベース)となった。

卸売価格(※)は、4 月から 6 月にかけて、前年夏の猛暑の影響による出荷頭数の減少により、高水準で推移し、令和 2 年 1 月以降は、記録的な暖冬の影響で供給量が増加し、価格が低下したことで対前年度比 1.2%上昇の 523 円/kg となった。

小売価格(東京)は、国産豚肉「バラ」は対前年度比 1.5%上昇の 236 円/100g となった。

※ 東京・大阪市場「極上・上」の加重平均価格

(3) 鶏 肉

令和元年の国内生産量は、対前年比 2.1%増の 163 万 3 千 t (骨付きベース)となった。

輸入量は、対前年比 0.3%増の 56 万 t (実量ベース)となった。

卸売価格(東京)は、消費者の健康志向の高まりや根強い国産志向等を背景とした堅調な需要があったものの、生産拡大が進み、令和元年度の全月において昨年度を下回って推移した。

小売価格(東京、もも肉)は、対前年度比 3.2%減の 130 円/100g となった。

(4) 鶏 卵

令和元年度の国内生産量は、対前年度比 0.4%増の 264 万 t となった。

卸売価格(全農東京Mサイズ)は、生産拡大にともなう需給緩和により、低迷して推移したが、成鶏更新・空舎延長事業への取組等が進む中で、台風 15 号・19 号の被害による供給量の減少と年末需要期が重なったことを背景に、年末にはほぼ平年並みの価格まで回復した。令和 2 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症の影響により、「巣ごもり需要」が旺盛となり、内食需要が増加したため、前年を大きく上回って推移した。

小売価格(東京、サイズ混合)は、対前年度比 2.1%減少の 223 円となった。

第6章 生産局

表6 食肉・鶏卵の需要の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

年度	区分	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	鶏肉	合計	鶏卵
19	生産量	512,595	1,246,560	6,053	113	1,362,327	3,127,648	2,589,192
	輸出量	493	1,446	0	0	6,675	8,614	430
	輸入量	661,603	1,125,704	11,678	38,186	368,446	2,205,617	113,281
	計	1,173,705	2,370,818	17,731	38,298	1,724,098	5,324,651	2,702,043
	指数							
20	生産量	518,086	1,260,240	6,016	130	1,394,923	3,179,395	2,535,679
	輸出量	787	2,699	0	0	7,150	10,636	620
	輸入量	670,917	1,206,910	7,788	42,948	425,982	2,354,545	112,198
	計	1,188,216	2,464,451	13,804	43,078	1,813,755	5,523,304	2,647,257
	指数							
21	生産量	518,049	1,317,954	5,709	114	1,413,492	3,255,318	2,508,461
	輸出量	966	3,018	0	0	8,699	12,683	968
	輸入量	679,180	1,034,069	8,206	35,572	336,317	2,093,344	100,818
	計	1,196,263	2,349,005	13,915	35,686	1,741,111	5,335,979	2,608,311
	指数							
22	生産量	511,802	1,278,121	5,791	0	1,416,873	3,212,587	2,505,790
	輸出量	707	742	0	0	10,679	12,128	789
	輸入量	730,964	1,143,647	7,314	32,856	423,744	2,338,525	114,001
	計	1,242,059	2,421,026	13,105	32,856	1,829,938	5,538,984	2,619,002
	指数							
23	生産量	505,383	1,277,460	4,746	0	1,377,533	3,165,122	2,494,675
	輸出量	829	947	0	0	4,206	5,982	459
	輸入量	737,414	1,197,905	6,758	28,766	476,727	2,447,570	137,847
	計	1,241,968	2,474,418	11,504	28,766	1,850,054	5,606,710	2,632,063
	指数							
24	生産量	513,923	1,295,469	4,960	0	1,456,559	3,270,911	2,502,089
	輸出量	1,350	1,220	0	0	7,048	9,618	722
	輸入量	722,457	1,140,721	6,980	28,612	429,408	2,328,178	123,168
	計	1,235,030	2,434,970	11,940	28,612	1,879,009	5,589,471	2,624,535
	指数							
25	生産量	505,722	1,310,654	5,584	0	1,459,209	3,281,169	2,519,448
	輸出量	1,306	1,968	0	0	8,940	12,214	1,266
	輸入量	765,066	1,113,465	6,515	32,834	418,470	2,336,350	124,148
	計	1,269,482	2,422,151	12,099	32,834	1,868,739	5,605,305	2,642,330
	指数							
26	生産量	502,154	1,249,884	5,329	0	1,493,986	3,251,353	2,501,184
	輸出量	1,947	2,076	0	0	10,823	14,846	1,888
	輸入量	737,914	1,216,336	7,020	34,980	480,805	2,477,055	128,714
	計	1,238,121	2,464,144	12,349	34,980	1,963,968	5,713,562	2,628,011
	指数							
27	生産量	474,879	1,267,930	5,051	0	1,517,451	3,265,311	2,543,640
	輸出量	2,261	2,080	0	0	9,031	13,372	3,068
	輸入量	696,393	1,223,424	7,938	32,372	535,316	2,495,443	113,866
	計	1,169,011	2,489,274	12,989	32,372	2,043,736	5,747,382	2,654,438
	指数							
28	生産量	463,085	1,277,426	3,445	0	1,544,734	3,288,689	2,557,680
	輸出量	2,936	2,619	0	0	9,053	14,608	3,521
	輸入量	751,521	1,252,866	8,045	34,090	557,183	2,603,705	94,833
	計	1,211,670	2,527,673	11,490	34,090	2,092,856	5,877,786	2,648,992
	指数							
29	生産量	470,988	1,271,545	3,913	0	1,574,740	3,321,186	2,614,499
	輸出量	4,240	3,421	0	0	10,004	17,665	4,635
	輸入量	817,334	1,322,330	8,492	38,827	575,646	2,762,629	114,084
	計	1,284,082	2,590,454	12,405	38,827	2,140,382	6,066,150	2,723,948
	指数							
30	生産量	475,502	1,282,142	3,852	0	1,599,124	3,360,620	2,630,448
	輸出量	5,432	3,074	0	0	9,657	18,163	6,881
	輸入量	885,673	1,308,817	9,113	41,883	568,245	2,813,731	113,697
	計	1,355,743	2,587,885	12,965	41,883	2,157,713	6,156,188	2,737,264
	指数							
1 (概算値)	生産量	470,935	1,289,884	4,114	0	1,633,032	3,397,965	2,639,733
	輸出量	5,914	2,469	0	0	9,375	17,758	10,245
	輸入量	889,526	1,361,589	8,849	38,751	570,961	2,869,675	113,296
	計	1,354,547	2,649,004	12,963	38,751	2,194,617	6,249,882	2,742,783
	指数							

第6章 生産局

資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」
 注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。
 注2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。
 また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉を含む。羊肉には山羊肉を含む。
 注3：鶏卵の輸出入量は、殻付き換算。
 注4：計は生産量－輸出量＋輸入量。
 注5：21年度以降は鶏肉は年次ベース。

表7 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円、%)

年度・月	牛肉				豚肉				鶏肉				鶏卵			
	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比
21	1,034	95.5	853	95.1	431	86.9	238	94.8	617	89.7	128	95.2	175	90.7	216	95.2
22	1,122	108.5	803	94.1	474	110.0	236	99.2	632	102.4	130	101.6	193	110.3	224	103.7
23	889	79.2	791	98.5	455	96.0	238	100.8	627	99.3	130	100.1	188	97.4	224	100.0
24	1,039	116.9	784	99.1	440	96.7	237	99.6	575	91.7	124	95.1	181	96.3	216	96.4
25	1,185	114.1	777	99.0	499	113.4	241	101.7	612	106.4	127	102.2	207	114.4	228	105.6
26	1,299	109.6	819	105.4	593	118.8	250	-	626	102.4	135	106.4	216	104.3	242	106.1
27	1,644	126.6	871	106.3	540	91.1	223	-	649	103.7	136	100.7	227	105.1	250	103.3
28	1,605	97.6	903	103.7	528	97.8	224	100.4	650	100.1	136	99.8	205	90.3	242	96.4
29	1,382	86.1	904	100.1	564	106.8	231	102.9	635	97.8	136	100.0	202	98.7	243	100.6
30	1,541	111.5	902	99.8	517	91.7	233	101.2	635	97.8	136	100.0	202	98.7	243	100.6
28.4	1,694	105.5	882	104.0	489	83.4	219	99.1	633	97.4	133	97.8	215	94.8	245	100.8
5	1,661	100.5	912	109.7	591	110.7	219	97.8	632	99.8	137	100.7	204	88.6	246	100.0
6	1,619	101.4	920	106.5	629	106.3	222	99.1	620	100.0	136	100.7	197	88.1	240	97.6
7	1,643	101.4	911	106.2	554	85.2	227	101.8	614	97.8	137	101.5	184	86.7	236	96.7
8	1,630	100.6	907	106.7	513	79.9	231	103.1	608	97.3	134	97.8	180	82.4	232	94.3
9	1,642	100.7	914	102.7	528	101.9	225	100.9	610	96.4	133	98.5	192	77.9	236	91.8
10	1,623	95.6	899	102.3	491	104.2	225	101.4	640	97.0	135	100.0	211	84.4	243	92.4
11	1,581	91.9	896	101.8	519	106.8	221	100.5	659	98.1	134	99.3	231	91.6	246	93.5
12	1,650	94.3	882	98.2	527	96.3	226	101.8	684	99.3	138	100.0	245	96.0	255	97.0
29.1	1,590	96.6	911	102.8	497	106.9	226	100.9	703	101.9	139	101.5	179	98.2	239	99.2
2	1,457	92.9	909	102.4	524	99.6	228	101.8	703	107.8	137	101.5	204	97.7	242	99.2
3	1,473	92.2	896	102.3	504	102.4	224	101.8	688	108.0	134	98.5	217	100.9	245	99.6
29.4	1,520	89.7	897	101.7	510	104.3	224	102.3	669	105.7	135	101.5	227	105.4	248	101.2
5	1,375	82.8	916	100.4	561	94.9	226	103.2	656	103.8	136	99.3	216	105.6	252	102.4
6	1,371	84.7	921	100.1	644	102.4	223	100.5	638	102.9	136	100.0	197	100.1	244	101.7
7	1,378	83.9	923	101.3	662	119.5	227	100.0	600	97.7	135	98.5	191	103.4	242	102.5
8	1,344	82.5	884	97.5	646	125.9	229	99.1	574	94.4	133	99.3	182	101.1	238	102.6
9	1,344	81.9	909	99.5	614	116.3	228	101.3	572	93.8	134	100.8	194	100.8	242	102.5
10	1,319	81.3	910	101.2	557	113.4	235	104.4	599	93.6	136	100.7	211	99.9	247	101.6
11	1,359	86.0	901	100.6	579	111.6	237	107.2	622	94.4	135	100.7	228	98.6	252	102.4
12	1,471	89.2	900	102.0	566	107.4	236	104.4	656	95.9	137	99.3	234	95.8	252	98.8
30.1	1,373	86.4	910	99.9	500	100.6	235	104.0	693	98.6	139	100.0	159	88.9	235	98.3
2	1,352	92.8	884	97.2	486	92.7	237	103.9	686	97.6	138	100.7	189	92.8	233	96.3
3	1,343	91.2	891	99.4	434	86.1	234	104.5	660	95.9	134	100.0	202	92.5	236	96.3
30.4	1,436	94.5	899	100.2	471	92.4	224	100.0	630	94.2	134	99.3	179	78.7	232	93.5
5	1,483	107.9	893	97.5	606	108.0	231	102.2	607	92.5	137	100.7	165	76.6	230	91.3
6	1,433	104.5	902	97.9	586	91.0	230	103.1	586	91.8	133	97.8	165	83.8	230	94.3
7	1,463	106.2	915	99.1	646	97.6	232	102.2	569	95.0	130	96.3	173	91.0	230	95.0
8	1,505	112.0	917	103.7	617	95.5	237	103.5	560	97.5	133	100.0	172	94.5	232	97.5
9	1,545	115.0	910	100.1	512	83.4	233	102.2	567	99.1	133	99.3	184	95.0	231	95.5
10	1,551	117.6	898	98.7	460	82.6	236	100.4	587	98.0	134	98.5	194	91.8	224	90.7
11	1,625	119.6	909	100.9	438	75.6	235	99.2	606	97.4	136	100.7	195	85.5	225	89.3
12	1,676	113.9	889	98.8	442	78.1	235	99.6	631	96.1	137	100.0	188	80.2	226	89.7
31.1	1,594	116.1	922	101.3	446	89.2	235	100.0	667	96.3	134	96.4	121	75.9	226	96.2
2	1,607	118.9	887	100.3	486	100.0	232	97.9	669	97.5	134	97.1	152	80.5	221	94.8
3	1,590	118.4	883	99.1	477	109.9	233	99.6	650	98.5	134	100.0	169	83.6	220	93.2
4	1,615	112.5	886	98.6	534	113.4	235	104.9	625	99.1	129	96.3	174	97.3	224	96.6

第6章 生産局

5	1,621	109.3	906	101.5	594	98.0	238	103.0	605	99.6	129	94.2	173	104.5	225	97.8
6	1,598	111.5	888	98.4	588	100.3	236	102.6	581	99.2	131	98.5	151	91.5	224	97.4
7	1,597	109.2	900	98.4	561	86.8	237	102.2	565	99.2	131	100.8	150	86.5	223	97.0
8	1,616	107.4	920	100.3	568	92.1	241	101.7	554	98.9	129	97.0	150	87.2	221	95.3
9	1,575	101.9	892	98.0	556	108.6	235	100.9	561	99.0	125	94.0	179	97.3	221	95.7
10	1,550	99.9	897	99.9	499	108.5	234	99.2	572	97.5	130	97.0	204	105.4	222	99.1
11	1,571	96.7	894	98.3	462	105.5	235	100.0	586	96.7	133	97.8	219	112.3	223	99.1
12	1,598	95.3	895	100.7	505	114.3	237	100.9	616	97.7	129	94.2	227	120.9	222	98.2
2.1	1,581	99.2	909	98.6	458	102.7	237	100.9	640	95.9	132	98.5	170	140.7	221	97.8
2	1,462	91.0	916	103.3	435	89.5	235	101.3	615	91.9	129	96.3	185	121.4	222	100.5
3	1,266	79.6	889	100.7	489	102.5	236	101.3	590	90.8	130	97.0	197	116.6	222	100.9

資料：卸売価格は農林水産省統計部「食肉流通統計」、「食鳥市況情報(もも肉)」、鶏卵は「JA 全農たまご東京M規格」小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」

注1：牛肉及び豚肉の卸売価格は東京及び大阪の中央市場における省令規格(牛肉：去勢牛B3・B2、豚肉：極上・上)1kg当りの価格である。

注2：鶏肉及び鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

注3：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉はロース、豚肉は平成26年12月まではロース、平成27年1月からバラ、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。

2 食肉等の流通対策

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金における国産食肉等流通体制整備

国産食肉等の安定的な供給体制を構築するため、高度に衛生的な設備を導入し低コストで大規模に流通・処理を行う先進的な食肉等流通処理施設の整備を支援した。

(2) 加工施設再編等緊急対策事業

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化に取り組む食肉処理施設の整備等を支援した。

(3) 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国産食肉等の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産食肉等を活用した新商品開発のための技術開発を支援した。

(4) 畜産物輸出特別支援事業

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国内や輸出先国での輸出に係る諸問題を解決して高品質な国産畜産物の一層の輸出促進を図るため、モモ肉・バラ肉等の食べ方を海外のシェフ等に習得させるための招へい活動、海外でのプロモーション活動等を支援した。

第9節 畜産経営対策

1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

畜産生産基盤の強化に向けた取組に対して、共同利用の家畜飼養管理施設等の整備を行った。

(2) 畜産収益力強化対策

我が国畜産の競争力強化のため、畜産農家をはじめとして、地域に存在する各種支援組織や関連産業等(コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等)が連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの取組に対し、畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等)の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械の導入、施設整備等の支援を行った。また、牛肉の輸出拡大及び都府県酪農の生産基盤強化を図るため、肉用繁殖雌牛及び乳用後継牛の増頭並びに和牛受精卵の増産への支援を行った。さらに、畜産クラスターの推進のための新たな取組の実証や、全国的な普及活動等の支援を行った。

(3) 畜産経営体生産性向上対策事業

酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術を用いたICT関連機械等の導入や、畜産農家に高度かつ総合的な経営アドバイスを提供するためのビッグデータ構築

等の支援を行った。

2 畜産環境対策

(1) 持続的生産強化対策事業のうち環境負荷軽減型酪農経営支援

ふん尿の還元に必要な飼料作付面積を確保し、環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作付面積に応じた交付金の交付を行った。

(2) 畜産環境対策総合支援事業

堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通を促進する取組や、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組に必要な施設の整備や、機械の導入等の支援を措置した。

(3) 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」のうち畜産周辺環境影響低減

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備の支援を行った。

3 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

本資金は昭和36年度に創設され、国又は都道府県が農協等の民間金融機関に利子補給を行い、農業経営の近代化に資すると認められる長期かつ低利の施設資金等を融通している。

表8 農業近代化資金融資実績

区分	(単位：百万円)			
	28年度	29年度	30年度	元年度
畜産関係				
家畜購入	12,491	13,286	13,388	15,870
資金総額	47,942	59,255	61,283	65,717

(2) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

本資金は平成6年度に創設され、認定農業者に対し、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

令和元年度の日本政策金融公庫の畜産関係融資実績は、貸付件数2,764件、貸付額2,079億円であった。

畜産関係融資は貸付額全体の70.3%を占め、その

内訳は、肉用牛28.2%、酪農19.8%、養豚10.9%、採卵鶏5.1%であった。

(3) 畜産経営環境調和推進資金

平成11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

令和元年度の融資実績は2件、195百万円であった。

第10節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策

平成27年3月策定の「家畜改良増殖目標」においては、近年低下傾向にある繁殖性の改善や、濃厚飼料の給与量を低減させるための国産飼料の利活用、産肉能力の向上等を図るとともに、多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える強みのある「家畜づくり」を進めることとした。このため、平成31年度においては、家畜改良を推進する事業によって、DNA解析情報を活用した能力の高い乳牛及び豚の早期作出モデルの実証等を支援するとともに、畜種の遺伝的能力評価の精度向上に必要な基礎的データや、生産現場における課題を解決するためのステップアップ情報となり得るデータを全国的・効率的に収集・分析する体制の整備を図り、また、和牛の遺伝的多様性を確保するための評価手法を確立する取組のほか、交雑種雌牛への和牛受精卵移植による繁殖肥育一貫経営を育成する取組を支援した。また、牛の個体識別情報及びその飼養管理等に関する生産情報を全国で一元集約し、その全国的な利用により、自らの経営改善点を自発的に把握することで家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図る取組を支援した。

さらに、独立行政法人家畜改良センターにおいては、都道府県や民間団体では取り組み難い新たな育種改良技術と同センターが保有する多様な育種資源を活用し、ホルスタイン種における乳量や泌乳持続性、黒毛和種及びデュロック種における増体性、鶏における産肉性・産卵性などの改良に取り組みつつ優良な種畜の生産・供給を行うとともに、家畜の遺伝的能力評価の実施などを通じ、都道府県や民間における改良を支援した。また、飼料自給率の向上に資する優良な飼料作物の増殖に必要な種苗生産や飼料用稲の安定供給に資する種子生産、地域における

重要課題となっている鳥獣害対策などの畜産技術に関する実証展示、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく牛個体識別台帳への記録等を行った。

- ・独立行政法人家畜改良センター運営費交付金
(7,109 百万円)
- ・畜産生産能力・体制強化推進事業のうち
 - 家畜能力等向上強化推進 (334 百万円)
 - 繁殖肥育一貫経営等育成支援 (105 百万円)

2 中央畜産技術研修

国及び都道府県の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設(福島県西白河郡西郷村)において実施した。本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体、独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員、農業に従事する者を対象として、畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会において、主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。令和元年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、畜産物安全行政、肉用牛生産技術指導者養成、畜産環境保全、養豚、飼料A・B、放牧、肉用牛、畜産新技術A・B、酪農、食肉流通、自給飼料、肉用牛繁殖経営新規参入、畜産統計処理等の各部門(20講座)について短期研修を実施し、合計696名が受講した。

第11節 飼料対策

1 自給飼料対策

(1) 自給飼料関連対策の概要

「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、飼料自給率(全体)の目標について、平成25年度の26%を平成37年度に40%に向上させる目標を定めたところであり、飼料自給率を向上させる具体的な方法として、草地整備・草地改良、放牧、公共牧場の利用、水田を活用した

飼料生産、子実用とうもろこしの生産、エコフィードの等の製造・利用の拡大などの取組等、により、国産飼料の生産利用を推進することとした。

(2) 自給飼料関連対策

令和元年度においては、不安定な気象に対応したリスク分散技術や飼料作物の優良品種の導入による草地改良、大型機械化体系に対応した草地整備、難防除雑草の駆除、飼料生産技術者の資質向上を支援した。また、飼料生産組織がICT等の活用により、作業効率化を図る取組や公共牧場を活用した優良な和子牛を増産するための取組、高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給を図る取組を支援した。さらに、国産濃厚飼料の増産のための、子実用とうもろこし等の生産・利用体制の構築や、繁殖基盤強化に向け繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫体制の構築の取組を支援した。このような中、令和元年の飼料作物全体の作付面積は、前年並の96万haとなり、北海道を中心に青刈りとうもろこしの収穫量が増加したこと等から、生産量については、前年に比べ4万TDNt増加し、370万TDNtとなった。

また、濃厚飼料自給率の向上等を図るため、食品残さや農場残さ等の未利用資源を飼料として活用する取組として、エコフィードの生産技術の普及及び生産拡大等への支援を行った。このような中、令和元年度の国産原料由来のエコフィード製造数量は、前年に比べ1万TDNt増加し、33万TDNt(概算)となった。

注：TDNは、Total Digestible Nutrientsの略で、可消化養分総量と呼ばれるもの。家畜が消化できる養分の総量であり、カロリーに近い概念。

(3) 自給飼料関連予算

- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業
(1,383 百万円の内数)
- ・公共牧場活用和子牛等増産対策事業
(補正：1,951 百万円)
- ・農業農村整備事業
(326,026 百万円の内数)
- ・水田活用の直接支払交付金
(296,079 百万円の内数)
- ・強い農業・担い手づくり交付金
(23,024 百万円の内数)

2 流通飼料対策

我が国畜産については、生産コストの3割から6

割を飼料費が占める中、配合飼料については、その原料の大宗をとうもろこしなどの輸入穀物に依存している。

このため、穀物相場、為替、海上運賃などの要素の影響を大きく受けることから、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる補填(通常補填)を基本としつつ、異常な価格高騰時には、国と配合飼料メーカーによる積立てから補填(異常補填)する配合飼料価格安定制度を措置し、畜産経営の安定を図っている。令和元年度においては、為替の円高傾向等により配合飼料原料の輸入価格が前年度と比べ安価に推移したことから、通常補填及び異常補填は発動しなかった。さらに、我が国は配合飼料原料のほとんどを輸入に依存していることを踏まえ、不測の事態における海外からの飼料原料の供給遅滞・途絶等に対処し、配合飼料の安定供給を図るため、民間が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援した。また、平成29年8月に施行された農業競争力強化支援法に基づき、農業者が自らの努力のみでは対応できない「良質かつ低廉な農業資材の供給」等を図るため、配合飼料製造業について、国が講ずべき施策(①事業環境の整備(銘柄集約の取組の促進等)、②事業再編の促進及び国の支援措置、③農業資材の取引条件等の「見える化」)等を規定し、取組を推進した。平成30年度までに3件の事業再編計画を認定してきたが、これに加え、令和元年7月に明治飼糧(株)、日清丸紅飼料(株)及び西日本飼料(株)の3社による共同申請並びにホクレンくみあい飼料(株)、雪印種苗(株)及びホクレンくみあい・雪印飼料(株)の3社による共同申請の合わせて2件を認定し、合計5件となった。また、令和2年度から、卸売・小売事業者を対象に加え、取組の強化を図っている。

- ・飼料穀物備蓄対策事業

(1,750百万円)

- ・畜産経営安定化飼料緊急支援事業

(209百万円)

第12節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

令和元年度(平成31年1月～令和元年12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合

計36回、288日開催された。

売得金は2兆8,996億円(海外競馬分178億円を含む)、入場人員は624万人となり、前年比では売得金で3.3%の増加、入場人員で0.5%の減少となった。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,900億円を第1国庫納付金として納付するとともに、令和元年度決算により生じた剰余金の50%に相当する306億円を第2国庫納付金として納付した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月29日から無観客により開催された。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならないが、令和元年12月31日現在では、馬主2,568名(うち法人330、組合57、本邦外個人22)、調教師190名、騎手138名、登録馬8,696頭となっている。また、きゅう務員等は2,301名となっている。

2 地方競馬

令和元年度(4～3月)の地方競馬は、全国の15競馬場において14主催者(道県2、指定市2、一部事務組合10)で合計263回、1,293日開催された。売得金は合計7,010億円、入場人員は合計305万人となり、前年比では売得金は16.2%の増加、入場人員は0.8%の減少となった。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月27日から順次、無観客により開催された。

また、地方公共団体金融機構に対し、前年度の経営実績等に応じて合計12.1億円が納付された。

地方競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、令和元年12月31日現在では、馬主4,686名(うち法人395、組合30、本邦外個人8)、調教師448名、騎手274名、登録馬12,296頭(平地11,458頭、ばんえい838頭)となっている。また、きゅう務員は2,112名となっている。

第13節 農業生産工程管理(GAP)の推進

GAP(Good Agricultural Practice)とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。農産物の取引の際に安全性を担保するための手段としても活用されており、国内外の一部の食品製造・小売

事業者等との取引において GAP 認証の取得を要求する動きが見られる。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)の食材調達基準においては、持続可能性に配慮するという観点から、食品安全、環境保全及び労働安全を確保し、家畜の快適性にも配慮した生産が要件化され、これを担保する方法として、農産物については、GAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP)の取得又はガイドライン(注1)に準拠したGAPの取組を公的機関により確認すること、畜産物については、GLOBALG.A.P.及びJGAP等の認証取得に加え、GAP取得チャレンジシステム(注2)に則して生産され、第三者が確認することが位置付けられた。

こうした動きの中、農林水産省では、農業者が自らGAPに取り組むことに加えて、GAP認証の取得拡大及び家畜の快適性に配慮した飼養管理の普及に向け、都道府県等における指導者の育成や農業者に対する研修会の開催、認証取得に係る審査費用等を支援した。

また、農林水産省ウェブサイトでGAPの基礎を学べるオンライン研修やGAP情報発信サイトの公開、消費者の認知度向上を目的としたGAPのPRイベント等を実施した。

注1：関係法令等を俯瞰して農業生産活動において特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、平成22年4月に策定された「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」。

注2：平成29年3月末に基準書が策定されたJGAP家畜・畜産物の認証取得の準備段階の取組として、同年8月末から運用を開始した生産者自身が管理状況の自主点検を行い、その内容を第三者が確認するシステム。

(予算額 持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業

20,079百万円の内数)

(予算額 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業令和元年度補正

100百万円の内数)

第14節 協同農業普及事業

「農業改良助長法」(昭和23年法律第165号)に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して

行う農業に関する普及事業(協同農業普及事業)を実施した。

1 「協同農業普及事業の運営に関する指針(平成27年度制定)」等に基づく運営

「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成27年度制定)に基づき、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じた農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう運営を行った。

また、協同農業普及事業を実施するに当たり、留意すべき内容を明確にした「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」に基づいた取組を推進した。

特に、国際的に通用する農業生産工程管理(GAP)の普及・拡大、ICT等を取り入れた新たな農業(スマート農業)の展開や中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援等の国の施策の展開方向を踏まえるとともに、地域の特性等に即して積極的に取り組むよう推進した。

2 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。(予算額 2,431百万円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及職員7,267(うち普及指導員6,289人)人(令和2年3月31日現在)を配置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属したほか、一部は農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、試験研究機関等に所属し、業務に従事した。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者、無試験による任用として一定の学歴・経験を有する者、又は農産物の加工等の識見を有し中小企業診断士等の一定の資格・基準を満たす者の中から行われた。

(2) 普及指導員の活動

国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、次のような活動を実施した。

ア 農業の持続的な発展に関する支援

担い手の育成・確保、需要に応じた生産及び供給が可能となる体制の整備、農業の生産現場におけるスマート農業等の技術革新の取組に対する支援

イ 食料の安定供給の確保に関する支援

国のガイドラインに則した一定水準以上の農業生産工程管理(GAP)の普及、農業生産資材の適切な利用及び地域ぐるみでの6次産業化への支援

ウ 農村の振興に関する支援

加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出、深刻化・広域化する鳥獣被害への対応への対応

エ 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

先端的な生産技術、加工技術等の実証及び普及、放射性物質の吸収抑制対策、除染後の農地への作付実証、復旧・復興に向けた地域の合意形成支援

(3) 普及指導センターの運営

現場での活動を本務とする普及指導員の活動拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場として、全国360か所(令和2年3月31日現在)に普及指導センターが設置された。運営に当たっては、その機能が十分に果たせるよう、各都道府県の実情に合わせつつ、組織の一体性の確保に配慮した組織整備がなされた。

具体的には、普及指導員の諸活動を適切に支援できるよう普及指導センターの整備、先進的な農業者や関係機関・団体・民間企業等との情報交換、農業現場や普及指導活動におけるICT等の活用等を図った。

さらに、普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする協議会等の開催、新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等を開催した。

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者や、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得た。

(5) 普及指導員の研修

近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、普及指導員として目指すべき人材像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等に基づいて、都道府県段階における研修の充実強化を図った。普及指導員としての職務経験年数等に応じ、普及指導方法や担当分野に関する知識・技術の習得、課題解決能力の向上等を目的として、集合・派遣研修及びOJT等を実施した。また、国が実施する研修に派遣した。

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定した。また、研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

農業の技術力と経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成するため、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)において、

ア 高校卒業生等を対象に、2年間の研修教育を行う養成課程

イ 養成課程の卒業者を対象に、より高度な研修教育を行う研究課程

ウ 幅広い世代の新規就農希望者や農業者等を対象に、農業技術や経営管理手法を習得するための短期研修を行う研修課程

の各教育課程で研修教育を実施した。

また、これらのために必要な施設等の整備を行った。

3 協同農業普及事業の効果的・効率的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 持続的生産強化対策事業のうち新品種・新技術の確立支援

生産者と実需者等の関係者による品種・技術の評価や産地と実需者のマッチング等を行うことで、強みのある産地形成に資する品種・技術の導入を促進

する取組を支援した。

(予算額 20,079 百万円の内数)

(2) 持続的生産強化対策事業のうち次世代につながる営農体系の確立支援

持続的生産に向けた産地の課題解決のため、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた新たな営農技術体系を検討する取組等を支援した。

(予算額 20,079 百万円の内数)